

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

欠損金の繰戻し還付復活措置

Q：11年度の税制改正では、欠損金の繰戻し還付が復活すると聞いたのですが、本当でしょうか。

A：資本金1億円以下等の中小法人の設立後5年間を対象として適用できることとなります。

【解説】

欠損金の繰戻し還付は、青色申告法人に欠損が生じた場合、その事業年度開始日前1年以内年度の納税額の一部が還付される制度ですが、現在、この制度は、解散等の例外を除いて、基本的にその適用が停止されています。

11年度の税制改正では、資本金1億円以下等の中小企業者について、この繰戻し還付の適用が可能になります。

適用が可能な中小企業者の条件は、資本金の定めのある会社では、①資本金額等が1億円以下である、②同一の大規模法人によって所有される株式が発行済株式の2分の1未満である、③2以上の大規模法人によって所有される株式が発行済株式の3分の2未満である、となっています。この条件を欠損事業年度終了時に満たしていなければなりません。

なお、今回の措置は、平成11年4月1日以後に終了する欠損事業年度から適用されますが、原則として、法人設立日を含む事業年度の翌事業年度から5年間の欠損事業年度が対象で、この期間を過ぎた場合の欠損は繰戻しの対象とはなりません。

